

○総務省告示第十号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百十条の規定に基づき、昭和三十九年郵政省告示第六百七十七号（無線局運用規則第四百十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十二日から施行する。

平成二十六年一月二十一日

総務大臣 新藤 義孝

第一項第一号中「午前五時十分(2)」を「午前五時十分」に、「午前八時二十分(2)」を「午前八時二十分」に改める。